## 「少年審判の将来」の紹介と若干のコメン ŀ

丸山雅夫

#### はじめに

Volume 81, Number 1, Spring 1990, pp. 136-155) という論文である。本論文は、同誌の「刑事手続における将来的方向」と The Future of Juvenile Justice: Is It Time to Abolish the System?, The Journal of Criminal Law and Criminology, 以下に紹介するのは、ロバート・O・ドーソンの「少年審判の将来、システムを廃止すべき時期か?」(Robert O. Dawson,

いう特集のために寄稿された五編のうちのひとつである。

合にひとつの参考となりうるものでもある。特に、後にも言及するように、著者の到達した結論は、少年審判システムに手 り、必ずしもそのままの形で我が国にあてはまるものではない。しかし、本論文で述べられていることは、我が国の現行少 ことから、将来的に両者を再統合する可能性はないのかという観点に立って、分離独立を継続した場合と再統合した場合と を入れる場合に踏み越えてはならない限界線を示しているという点で、我が国の少年法にとっても意味のあるものと言えよ 年法に関する議論を整理する際に一定の手がかりを与えてくれるものであるし、少年審判ないしは少年法の将来を論じる場 を仮定的に比較考量して少年審判システムのあるべき方向を論じている。このような発想ないし方法論は、大胆なものであ 本論文は、アメリカの少年審判システムが刑事裁判システムから分離独立して以来約一世紀に近い歴史をもつものである

**う。そこで、以下、本論文を要約的に紹介したうえで、若干のコメントを加えることにしたい。** 

なお、 各章のタイトルや段落については、理解を容易にするため、 内容等を損なわない限りで適宜修正を加えてある。

## 一 ドーソン論文の紹介

## 序(一三六頁~一三七頁)

なく、問題のある少年の発見から処遇までの一連の段階を対象とするものである。また、「廃止」という言葉は、刑事裁判シ 児童虐待・後見・扶養といった管轄には及んでいない。しかし、それは、狭義の審判段階の手続だけを対象とするものでは う言葉は、犯罪行動と非犯罪行動に関わる少年裁判所の司法権のみを意味するものであり、養子縁組・親権の停止(剝奪)・ ステムから分離独立した形での少年審判システムの廃止ということを意味している。より正確には、それは、完全な統合で か、さらにはそれが廃止される必要があるか否か、について考える契機が存在している。 .かりではなく、社会=法制度にとっても長いものである。ここに、少年審判システムがその目的をよく果たしてきたか否 考察にあたって、以下で用いる「少年審判システム」と「廃止」という言葉を定義しておこう。「少年審判システム」とい 合衆国における少年審判システムは、成立以来、すでに九〇年近い歴史を有している。このような年月は、人間にとって 拘留・処遇・施設等の面で成人と少年との一定程度の区別的取り扱いは留保しながらも、少年審判手続を刑事裁判

# Ⅱ この問題を現時点で論じることの正当性(一三七頁~一四一頁)

システムの中に取り込むということを意味している。

ようとしたとすれば、その結果は必ずしも確実なものではなかったであろう。歴史的に見て、 少年審判システムと刑事裁判システムの法的根拠と法的構造について、仮にこんにち以前の段階でその相違を明らかにし 両システムの間の相違にはい

九二五年頃までにはすでに立法によって刑事裁判システムと区別された形の少年審判システムが出来上がっていたが、

くつかの段階が見い出されるからである。

ځ °

は、 を導入するなど、両システム間の相違はより小さいものになってしまっている。すなわち、 近づけるものであった。 の「処遇」推進システムを「法律」推進システムに転換するものであり、少年審判システムを刑事裁判システムに一定程度 ルト判決、一九七〇年のウィンシップ判決)とあいまって、少年の権利に関わる新たな規定の導入が図られた。それは、従来 〇年代にこのような考え方への懐疑論が起こり、一連の合衆国最高裁判所判例(一九六六年のケント判決、一九六七年のゴ の終わりから一九六〇年代の始めにかけて最大となり、最小の法的コントロールと最大の裁量が叫ばれた。しかし、一九六 システムの基礎をなす処遇哲学が受け容れられるにしたがって両者の相違は次第に大きくなっていき、それは一九五〇年代 初期の段階での両者の相違は名称の違いほどには大きくなく、 現在、少年審判システム誕生後のいかなる時点におけるよりも小さくなっているのである。ここに、少年審判システム その後、 凶悪な少年犯罪者への対策として刑事裁判システムを特徴づける方策(罰金刑、 人事計画等重複する部分がかなりあった。その後、 両システムの間の「法的相違 定期刑等 少年審判

ば、 造としては全く相違がないとされる。もしそうであれば、法的構造の観点からの強力な廃止推進論が形成されることになろ の用語に対し、少年審判システムでは非行少年・裁決のための聴聞・処分決定・少年院等の用語が用いられている)、 に共通に妥当しているところからもうかがわれるように、本質的な部分以上に見かけの部分にある。ある皮肉屋に言わせれ 現段階における両システムの相違は、身柄拘束や尋問の手続・答弁の取引・証明の程度・証拠排除法則などが両 両システムは、 その用語において違いをもっているにすぎず(刑事裁判システムにおける犯罪者・公判・判決・刑務所等 法的構

を刑事裁判システムに再統合してもよいのではないかということを現時点で論じる意味と正当性が存在する。

システム

少年審判システムの廃止に伴う長所と短所は何かという観点から、両システムの統合の可能性について考える。 両システムを再統合することによって、 好ましい状況が生じうることも容易に想像される。 以下では、 もっぱら

## Ш 廃止を支持する要因(一四一頁~一四五頁)

少年審判システムの廃止を支持するための要因としては、

資源の節約と非効率性の回避のふたつがある。

それぞれについ

#### A 資源の節約 て、見てみよう。

統合後の管轄機関に関する議論(少年プロベーション部門とするか保安官とするか)はありうるが、年長少年の施設を犯罪性 ある。他方、人的資源においては、プロベーション・オフィサーやパロール・オフィサーなどのように、 するプロベーション・オフィサーの区別や裁判官の管轄権の相違に見られるように、 州においては、 の低い成人の施設に変えたり、成人用の施設の一部を少年犯罪者用に変えたりすることによって、その本質的な節約が期待 の地位と機能が統合によって望ましい方向で回避されうるものが数多くある。また、 資源のなかには、 って、人的資源と物的資源の本質的な節約がもたらされ、それぞれを最大限有効に利用することが可能となる。 されているか、少なくとも並列的な部署が用意されているのが実情である。このようなところでは、両システムの統合によ 行政組織の統合が高度に進み、少年審判システムと刑事裁判システムの双方が同一の機関によって運営されている若干の 両システムの統合による資源の節約はさほど大きくない。しかし、 裁判所の法廷スペイスのように、場所的に離れているという物理的要因のために有効利用が困難なものも 大部分の州においては、少年と成人に対 収容施設などの物的資源にお 両システムにそれぞれ別の機構が用意 重複的なスタッフ もちろん、 いても、

的条件、関係者が資源の節約をどの程度望んでいるかといったことにかかっている。 のからほとんどゼロに近いものまで、さまざまなものがありうることになる。 このような、 両システムの統合によってもたらされうる資源の節約の度合いは、 現段階における組織の統合の程度や物理 したがって、それは、 非常に大きなも

### E 事務著権の国

**う利益がもたらされる。** 

されうる。

非効率性がつきまとっている。 の手続に移行することが可能になっている。しかし、 現在 の少年審判システムと刑事裁判システムも、 両システムの統合により、 没交渉の形で完全に分離独立しているわけではなく、 両システムが法的に区別されているために、 時間の節約、誤係属の回避、 一貫したアフター・ケアの実現とい 移行に一定程度の困難と 一方の手続 いから他

明らかに回避されることになる。

3

貫した(継続的な)アフター・ケアの実現

現行のシステムの下においては、

少年と成人の手続がかなり厳格に

がって、 刑事裁判手続にのっとって行なわれるわけではなく、対象者が少年であることによる一定程度の制約は残されている。 が費やされる。それらは、成人の謀殺事件に匹敵するほどのものである。また、事件が移送されたとしても、それが完全に 判手続に移行すべきかが、広範な当事者聴聞にもとづいて検察官によって判断される。移行という事態は当事者にとってき わめて深刻であるばかりでなく、社会にとっても利害が大きいものであるために、慎重を期して聴聞には莫大な時間と労力 両システムが統合されることになれば、移行のために必要とされるコストの本質的部分を回避ないしは節約するこ 少年事件は、一旦すべて少年裁判所に係属したうえで、 少年審判手続で扱うか 刑事裁

1

移行に伴らコストの回避

とが可能である。

う区別は、 たらされうる。 在のシステムにおいて正確な年齢を把握することは困難であり、ごく稀には、成人を少年審判手続で扱うという事態すらも わらず、犯罪関与者の年齢については、逮捕された者が虚偽の年齢を申し立てたり信頼しうる記録が欠けているために、 場合にのみ、例外的に、成人と同様に扱われるにすぎない。しかし、このような重大な結果をもたらすものであるにもかか 2 二重構造から生じる誤係属の回避 その者が犯罪に関与した時点における年齢によってなされている。そして、少年は、移行手続の援用に成功した 両システムが統合されることになれば、当事者の虚偽や公的記録の不正確さから生じる年齢の誤認という事 犯罪に関与した者を少年審判手続と刑事裁判手続のいずれで取り扱うかとい 現

捕されるという、好ましくない問題が起きている。 続に移送された者の多くがプロベーションによって終結している一方で、常習の非行少年の一定数がただちに成人として逮 件としては彼を初犯者として扱わなければならないという皮肉な事態が生じている。ここから、起訴相当として刑事裁判手 区別され、 しかも少年審判手続における記録が秘密扱いにされることから、非行の常習少年が成人になった場合に、 両システムが統合されるならば、「少年は少年、成人は成人」といった硬 刑事事

225

直的で不適切な考え方は大きく改められることになろう。

Ⅳ 廃止に反対する要因(一四五頁~一五一頁)

の責任の低さ、少年の可塑性の高さ、少年に対する不適切な法的ルールの回避)と基本的に同一である。問題は、それらが現 廃止に反対する要因は、少年審判システムが刑事裁判システムから分離独立するにあたって援用された正当化の根拠(少年

A 少年の責任の低さ

在どの程度の妥当性を持ち続けているかにある。

続の非公開性や記録の秘密性が厳守される。また、ラベリングの効果を避けるため、「犯罪者」という名称が用いられること も一般に広く認められている。成人は、多くの可能性のなかから犯罪行為を自由に選択したが故に、「犯罪者」と称され、厳 るかは争われうるにしても、一二歳の者の行為と二○歳の者の行為を区別することは容易であるし、両者を区別すべきこと を取り巻く環境を見ることが重要であると考えられている。それ故に、彼に対しては厳しい制裁が回避されるとともに、手 しい制裁(法的効果)を受けなければならない。一方、少年については、非行を理解するためには、行為そのものよりも少年 両システムを分離する理由のひとつに、少年は成人に比べて責任が低いということがあった。少年と成人を何歳で区別す

が少年に適用可能かが大きな問題となり、年齢にもとづく軽減事由を導入するという安易な解決が図られる可能性がある。 られている行為をただちに「犯罪」に転化することになる。また、成人の責任概念を基礎としている量刑においては、それ なろう。特に、家出や怠学といった秩序違反に対するサブ・システムを失うことから、現在「非行」と呼ぶことさえはばか されるにしても、彼は「犯罪者」としてラベリングされ、それにともなり法の否定的効果のいくつかが彼に課されることに 両システムが統合されることになれば、少年であるという事実が関係者(裁判官・検察官・陪審員)によって一定程度考慮

B 少年の可塑性(再社会化の可能性)の高さ

犯罪者の社会復帰を疑問視する者も、このことを完全には否定していない。ここから、少年に対しては、成人に対する以上 の資源の活用という事態がもたらされる。少年のための施設の方が成人のための施設よりも規模が小さく相対的にスタッフ 相当な努力と充分な資源をもってすれば非行は治療しうるということが、少年審判システムに対する確信であった。成人

れている。それに対し、 顕著であり、少年審判システムの主要な部分が私的な慈善や宗教的組織・施設・プログラムとの密接な連携のもとに運用さ に恵まれていることや、少年に対する公費の支出の方が大きいのは、このためである。この傾向は私的資源においてはより 刑事裁判システムにはそれらに相応するもの(形態)は存在していない。

ことが予想される。 れる。少なくとも、 両システムが統合されることになれば、この種の資源は、完全になくならないまでも、 それと同時に、 プロベーションや施設内での取り扱いが、従来の少年システムから成人システムに徐々に近づいていく 責任概念が曖昧になっていくとともに、 行為者の社会復帰に対する情熱もぼやけていく 次第に減少していくことが考えら

## C 少年に対する不適切な法的ルールの回避

という傾向が生じよう。

して評価されることになろう。 れも少年に認められることになるが、そのことは、教条的な伝統主義者でない限り、 しうる憲法上の権利のうちで少年が享受しえないものは、唯一、陪審裁判を受ける権利である。両システムの統合によりこ 反対尋問権・一事不再理効など、成人の刑事裁判手続と同様のデュー・プロセス条項の適用が認められている。 連の合衆国最高裁判例とその後の立法により、少年審判手続においても、弁護人依頼権・自己負罪拒否特権・対面での 望ましい方向での健全な発展(変革)と 成人が享受

裏づけを持たないために、身柄の解放が当該少年の家族等の財力と保証金支払いの積極性によって左右されることになるし、 必ずしも有効に機能しうるとは思われない。一方、自己の保証金による保釈においては、多くの場合には少年自身が資金的 釈の権利が生じることになる。しかし、保釈保証人制度による保釈は、成人においても問題があるばかりでなく、 保証人の保証にもとづくものと自己の保証金によるものとの二種類の保釈が制度として認められているが、刑事裁判に対す の規定を持たず、制度として存在しないフィクションとしてそれを扱ってきたが、両システムが統合されれば、少年にも保 る政治的影響力といった問題等との関係で、前者が後者にとって変わられつつある。 他方、統合によって少年が保釈の権利を持ちうることとの関係では、事態は悲劇的である。現在、成人に対しては、 現行の少年法は、一般に保釈について 現実にも 保釈

保証金の支払いをめぐって家族等が少年に敵対的な感情を持つことすらありうる。いずれにせよ、少年に保釈の可能性を認

# V. システム統合後の少年の扱いはどうなるか(一五一頁~一五五頁)

等が公にされなかったのが、指紋と逮捕の記録が州の犯罪記録保管所と連邦捜査局に送られる。少年の同一性を確認しえな い形での報道のみが許されていたのが、名前を含めた事件全貌についての報道が可能になる。 による尋問になる。 たのが、いきなり逮捕手続のための部署に連行される。写真撮影と指紋採取されなかったものが、両方ともされることにな も完全に近い形で統合された場合を想定して、手続の各段階において少年の扱いが現在とどのように変わるかを見てみよう。 っている。ここでは、|五歳の少年が強盗罪(重罪)によって身柄を拘束された事案を例に、両システムが法的にも資源的に 受理前の段階においては、次のようになろう。身柄を拘束された行為者は、警察署の少年用の特別な部署に連行されてい 両システムが統合された後の少年の扱われ方は、現段階における両システムの分離の程度や予想される統合の程度に関わ 必要的とされていた保護者への接触が、任意的になる。類似事件に関しての少年係のオフィサーによる質問が、 保護者の身元引受にもとづく身柄解放の可能性がなくなり、 拘置が継続される。作成された書類・記録

事による簡単な聴聞となる。 ば原則化することになる。 当官と検察官とで判断していたものが、検察官による判断だけとなる。起訴相当とされる場合が例外的であったのが、 拘置所に収容されて特別なプログラムなしに過ごすことになる。行為者を非公式に扱うか起訴すべきかについて、受理係担 保釈による解放の可能性のみに限定される。身柄の解放がない場合、少年鑑別施設に収容されて学科教育を受けていたのが、 受理手続は次のようになろう。受理係の担当官の面接・前歴照会・保護者との接触による身柄解放の可能性があったのが、 起訴相当の場合に、裁決のための広範な聴聞が行なわれていたものが、相当性についての治安判

記録についても閲覧等が可能になる。 法廷での手続は次のようになろう。法廷記録や他の記録も含めて全くの非公開であった手続が、公開されることになり、 それが広く利用されることになる。その結果、 答弁取引が頻繁に行なわれることになろうから、 短期の刑務所収容のように、少年にとって不適切だと考えられ 行為者の前歴に関する資料が公にな

れることになる。一定期間経過後には記録の削除ないし破棄を求めることのできたものが、不可能になる。 が公にされたり利用されたりしてはならないのに対して、犯罪者としての記録はコンピュータを使って捜査等に広く利用さ 言い渡し期間の三分の一の経過から二分の一の経過にまで延びることになろう。釈放時に作成された非行少年に関する記録 は、教育と職業訓練はなされるが、カウンセリングは行なわれない。パロールによる身柄解放のために必要とされる期間は、 収容されて矯正職員の管理下におかれ、規律違反を常習的に行なうようであればより厳しい施設に移送されうる。 クール)において、 年齢に応じて、 両親のように親身な監督者のもとに小住宅や寮スタイルでの生活をすることになる。 そこ 処遇段階においては、次のようになろう。統合前に収容処分を言い渡されるならば、彼は、州の少年院(トレーニング・ス 通学も可能であるし、職業訓練や種々のカウンセリングも行なわれる。統合後は、刑務所の独居房ないしは雑居房に 刑務所で

ていた処分が言い渡される可能性が生じる。

## Ⅵ 考察――廃止してはならない(一五五頁)

りよく反応することが忘れられてはならない。両システムの統合による水平化は、レベルを低下させる方向のものでしかな い。このことだけは、断固として阻止しなければならないのである。 て保釈制度を導入することになるといった点は、本質的な喪失である。何よりも、 獲得することができる。他方、それによって家出等の常習的な逸脱行動に対するコントロールの手段を喪失し、少年に対し 少年審判システムを刑事裁判システムに統合するならば、資源の有効な節約・非効率性の回避等、本質的に大きな利益を 少年が公的・私的のいずれの資源にもよ

## 三 若干のコメント

する議論に本論文のような発想と問題意識をあてはめてみた場合をも念頭に置いて若干のコメントを加えておくことにする。 以上、ドーソンの論文について、 要約しながらもかなり詳しく紹介してきた。 以下においては、我が国の少年法に関

言わば最も極端な形で少年法のありかたをシミュレーションする本論文は、少年審判システムを将来的にも刑事裁判システ が廃止された事態を仮定したらえで現行制度との比較考量を行なうという方法論も、我が国では出てきにくいものであろう。 うに見えることを根拠に両システムの再統合を検討する機会が到来しているとする著者の発想とは、大きく異なっている。 型的に示されているように、アメリカの少年法以上に厳格に刑事裁判システムから分離独立したものである。それは、 制約をもたらすことになるのである。 論議に一定の限界線が引かれることになるからである。すなわち、このような結論は、将来かりに少年法の改正があるとし したがって、本論文は、そのままでただちに我が国の議論の参考になるというものではない。しかし、それにもかかわらず、 し、したがって著者のような発想のもとに少年法の改正を議論するという立場は出てこないように思われる。また、 我が国においては、おそらく、再統合を問題にしうるような形で両システムが将来的に歩み寄るという事態はないであろう 照)。この意味で、我が国の改正論議は、長い歴史のなかで少年審判システムが刑事裁判システムに非常に歩み寄ったかのよ 点については、拙稿「我が国の少年法とその改正論議の概要」小樽商科大学商学討究四一巻三号(一九九一年)六三頁以下参 め、我が国における少年法改正論議は、検察官の関与をより強めるべきであるということを主軸として進められてきた(この 意味で、一九五○年代の終わりから一九六○年代にかけてのアメリカで見られた状況によく似ていると言ってよい。このた 叫ばれ、その後いくたびかそのための具体的提案がなされてきた。我が国の現行少年法は、検察官に先議権がないことに典 必ずしも長いものではない。それにもかかわらず、一九六〇年代のなかごろにはすでに現行少年法の根本的改正の必要性が 四〇年をこえる歴史をもっている。しかし、アメリカの少年法が約一世紀にわたる歴史を有しているのに比べれば、 のなかに統合すべきではないとする結論において、我が国の議論にとっても意義のあるものと言うことができる。 我が国の現行少年法は、 最もドラスティックな方向をとった場合にも少年審判システムが廃止されてはならないとすれば、それによって、 それは少年法という独自の法分野の存在を当然の前提にした、その内部での改正にとどまらなければならないという 一九四八(昭和二三)年にアメリカ標準少年裁判所法を模範として制定されたものであり、 それは 制定後 改正

国の収容施設は、

成人に対するものを含めて余裕があると言ってよい。したがって、この点で考えられるのは、

施設を統

したうえで余剰施設を廃止するというものになろう。

和五二)年に短期処遇少年院を導入した大きな理由なのではなかったかと勘繰られるところからもうかがわれるように、我が れるアメリカに比べて、我が国では、施設の不足という事態は生じていない。逆に、少年院送致の件数の減少が一九七七(昭 合に関しては、状況は全く異なると言うことができる。飽和的な収容状態の慢性化と民間刑務所の出現という現象に象徴さ れについてさえも少年審判の独自性の観点から強く批判する立場がある(たとえば、森田宗一「家裁庁舎を簡裁と統合するな 察官などのように、成人と少年の双方に関わっている機関についても、統合によって相対的に少年への関わりの程度が減少 著者の想定するアメリカの場合とはかなり異なったものになると思われる。たしかに、 な状況がもたらされるとは思われない。資源の節約として現在考えられているのは、せいぜい裁判所の統廃合であるが、そ 長所(したがって、少年審判システムの廃止を積極的に支持する要因)として想定されることはなかったし、今後もそのよう するであろうことが容易に想像される。もっとも、我が国の場合には、このような形の資源の節約は、必ずしも統合に伴う ステムの統合によって少なくとも少年事件については存在しなくなるから、資源の節約は大きいと言いうる。 むしろ機構充実を――」同『砕けたる心 青少年明暗五〇年 下』(一九九一年)一七三頁以下)。さらに、 たとえば家庭裁判所調査官は、 収容施設の統 また、 両シ

定程度の影響力を持ちうることは否定できない。 他方、二重構造から生じる非効率性の回避については、 しかし、検察官に先議権を与えるべきであるという議論のなかには当然このような観点も取り込まれており、 現在のところ、そのような観点がとりたてて強調されることはな

少年が成熟過程にあることがアメリカにおける以上に強く認識され、 たがって、この点に関しては、 される傾向にあるとさえ言えるかもしれない。 廃止に反対する要因のうち、少年の責任の低さと可塑性の高さは、我が国においても一般に広く肯定されている。 我が国とアメリカで根本的に異なるところはないと思われる。 このため、 少年が種々の資源によりよく反応することが一般に認められてお したがってその責任の低さと可塑性の高さがより強調 むしろ、我が国においては、

り、

その典型的なものとして補導委託制度をあげることができる。

なる時点における以上に現時点で両システムが最も接近しているとしても、その完全な統合は、あまりに多くのものを失う 現行の少年審判システムを廃止してはならないとする著者の結論は、それ自体としては支持してよいであろう。従来のいか 反対する要因としての不適切な法的ルールは何かという点について必ずしも一致しうる立場が形成されてはいないのである。 当該ルールを少年に適用することが不適切か否かが判断されることになる。したがって、現在の我が国の議論では、 行の現状と少年法制の課題」ジュリスト九六〇号(一九九〇年)一六頁参照)。このような観点からの検討の後に、はじめて、 随する必要はないと言うことも可能である。しかし、本論文も当然の前提としているように、アメリカにおいてはすでに疑 からではなしに、適正手続の観点から現行の少年手続を吟味することが今後必要となってくると言えよう(松尾浩也「少年非 われてはいない少年の権利擁護について、我が国でも、検察官の権限拡大との引換えの産物でしかないといったような観点 の導入程度でしかない。たしかに、少年による犯罪の発生状況が違うことなどを理由として、 よいか)という問題に関して、我が国の議論は、アメリカ最高裁判例がすでに少年への適用を明示的に肯定してきた一連のデ しても、状況が全く異なっている。本論文では少年審判システムへの保釈制度の導入が特に強く批判されているが、 ー・プロセス条項をどうするかという段階にとどまっている。 おいては、問題はむしろそれ以前にある。すなわち、少年にいかなる範囲で成人と同様の法的権利を認めるべきか(認めて 一定程度の相違はあるものの、基本的な点では、我が国においても同様の状況になるであろうと思われる。ここから、 少年審判システムが刑事裁判システムに完全に近い形で統合された場合の想定は、検察官の先議権の有無等との関係 少年に対する不適切な法的ルールの適用の回避という点に関しては、我が国には制度として存在しない陪審を別に しかも、今のところ広い一致が見られるのは、附添人制度 無批判にアメリカの方向に追 我が国

ことになるからである。 結論を導くための著者の考察方法については、疑問がないわけではない。本論文は両システムの統合によって

実際的なコスト(人的資源や物的資源など)が想定されているのに対して、短所として想定されているのは理念であり法的 もたらされる長所と短所をそれぞれ仮定して比較考量するという方法をとっているが、その基底をなすものは、 長所として

したがって、厳密に言えば、想定される長所と短所はそれぞれその基盤を全く異にするものであ

の適用の可否である。

はほとんどないと言えよう。

り、そもそも同じ土俵で比較考量することができないものなのである。この点では、本論文が我が国の議論に寄与すること

ら、どのような問題のたてかたをするにせよ、少年審判手続と刑事裁判手続は将来においても区別されていなければならな しかし、それにもかかわらず、著者の結論は、我が国の議論にとっても意味のあるものだと言わなければならない。なぜな 形の問題設定の方がなじむものであると言えよう。したがって、少年審判システムと刑事裁判システムとが著しく接近して むしろ、我が国では、少年審判手続を全面的に刑事裁判手続に統合することができるかという問題設定よりは、このような いることを根拠に両システムの統合を考えてみようとする著者のような発想は、おそらく今後も出て来ないように思われる。 我が国においては、両者をどの程度まで接近させることが許されるのか(望ましいのか)といった形での議論も可能である。 また、少年審判手続と刑事裁判手続が必ずしも(少なくともアメリカについて著者が考えているほどには)接近していない

いという議論の限界線だけは、本論文によって少なくとも明らかにされたと言いうるからである。